

法制度整備支援～成長のためのソフトインフラ支援～

1. 法制度整備支援の意義

開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動

2. 法制度整備支援の目的

- ①開発途上国への法の支配の定着
- ②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
- ③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備
- ④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等
- ⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与

・SDGsゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。」

3. 法制度整備支援の内容

法令の起草・改正

法令を運用する制度整備

人材育成

4. 実施方法

調停制度、知財裁判制度強化、実務マニュアル作成支援など



招へいによる法務省等における本邦研修



アドバイザリーグループによる法令の研究、助言



長期派遣専門家による日常的アドバイス



専門家出張による現地セミナーや現地調査

法制度整備支援の主な内容



ウズベキスタン

- ～協力開始(2001年)～
- ・倒産法注釈書作成支援(2007年刊行)
- ・行政訴訟法・行政手続法の運用等に関する支援

ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン

- ・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施(2008年～2013年)

ネパール連邦民主共和国

- ～協力開始(2009年)～
- ・民法起草支援(2018年8月施行)
- ・民法解説書作成支援
- ・刑事手続に関する支援
- * 新刑法・刑事訴訟法等も2018年8月施行

バングラデシュ人民共和国

- ～協力開始(2016年)～
- ・裁判所能力強化(調停等)支援

ミャンマー連邦共和国

- ～協力開始(2013年)～
- ・法律人材育成支援
- ・知財裁判・調停制度整備、参考資料作成支援
- ・長期専門家を派遣中

カンボジア王国

- ～協力開始(1996年)～
- ・民法起草支援(2007年公布)
- ・民事訴訟法起草支援(2006年公布)
- ・法律人材育成支援
- ・民法・民事訴訟法運用改善支援
- ・長期専門家を派遣中

インドネシア共和国

- ～協力開始(1998年)～
- ・和解・調停制度強化支援
- ・裁判官養成制度に関する支援
- ・知財制度強化、法的整合性向上に関する支援
- ・長期専門家を派遣中

モンゴル国

- ～協力開始(2004年)～
- ・調停制度強化支援(～2015年)
- ・商事関連法改善

中華人民共和国

- ～協力開始(2007年)～
- ・民事訴訟法、民事関連法改正支援
- ・行政訴訟法、行政関連法改正支援
- ・権利侵害責任法(2009年公布)
- ・涉外民事関係法適用法(2010年公布)
- ・改正民事訴訟法(2012年公布)

ラオス人民民主共和国

- ～協力開始(1998年)～
- ・民事判決書マニュアル作成支援(2006年刊行)
- ・民法・商法教科書作成支援(2007年完成)
- ・民事訴訟法・刑事訴訟法ハンドブック作成支援(2014年刊行)
- ・法律人材育成支援
- ・民法起草支援(2018年12月国会承認)
- ・長期専門家を派遣中

ベトナム社会主義共和国

- ～協力開始(1994年)～
- ・民事訴訟法起草、改正支援(2004年、2011年、2015年公布)
- ・破産法改正支援(2004年、2014年公布)
- ・民法改正支援(2005年、2015年公布)
- ・民事判決執行法起草、改正支援(2008年、2014年公布)
- ・国家賠償法起草支援(2009年公布)
- ・刑事訴訟法改正支援(2015年公布)
- ・検察官マニュアル作成支援(2007年刊行)
- ・民事判決書標準化・判例整備支援
- ・司法機関等(裁判所、検察庁等)の能力改善支援
- ・行政訴訟法支援(2010年公布)
- ・法令審査支援
- ・長期専門家を派遣中

東ティモール民主共和国

- ～協力開始(2008年)～
- ・法案起草能力向上支援(近時は土地関連)
- ・刑事施設等運用能力向上支援(UNAFEI)

(注)長期専門家に関しては、法務省からの派遣のみを記載

日本の法制度整備支援の特色

寄り添い型の支援

- ・相手国の自主性・主体性を尊重し、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情に合った法制度を共に考える。

法整備＋人材育成

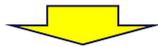
- ・法律の起草・改正支援のみならず、それを運用する人材育成も重視し、制度が機能するよう支援。

多様かつ充実した支援体制

- ・法律実務家が長期派遣専門家として常駐。
- ・研究者や法律実務家が日本国内でアドバイザーグループを構成するなどして支援。

日本の経験・知見が有益

- ・フランス法・ドイツ法・英米法を取り込んで融合・発展させた日本の法整備の経験や比較法研究の知見が有益。



相手国への法の支配の定着，持続可能な発展に寄与

本邦研修の具体例

インドネシア法整備支援本邦研修



- 位置付け: ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト(2015年12月開始, 5年間の予定)の一環
- 期間: 2019年1月14日から同月26日まで
- 目的: 知的財産権に関する知識・理解を深め, 講師としての能力向上を図ることなど
- 対象者: インドネシア最高裁判所司法研修所教官や高裁・地裁の判事等
- 内容: 知財に関する講義, 研修員による発表, 意見交換, 訪問・見学等(別紙1)
- 成果: 帰国後, 研修員が現地で裁判官向けのセミナー等の講師を務めている

ラオス法整備支援本邦研修



- 位置付け: ラオス法の支配発展促進プロジェクト(2018年7月開始, 5年間の予定)の一環
- 期間: 2019年5月19日から6月1日まで
- 目的: 刑事訴訟法における証拠法研究
- 対象者: 裁判所, 検察, 司法省司法研修所, 大学, 弁護士会及び警察の職員等
- 内容: ラオスの刑事訴訟手続における証拠, 特に, 違法な手続で収集された証拠(自白を含む)の扱いに関する研究であり, 講義, 事例問題に関する意見交換, 訪問・見学等(別紙2)
- 成果: 研修員は, 現地で執務参考資料(公判段階Q&A集)を作成しており, 本邦研修で学んだことを踏まえて, 執務参考資料を完成させ, 普及を行う予定



法制度整備支援事業による人的ネットワーク

各国に対して実施してきた研修の参加者は, 延べ, ベトナム615名, ラオス541名, カンボジア434名, インドネシア277名, ミャンマー239名に上り, 研修参加者が, 各国で活躍(例: ベトナム司法大臣, ラオス最高人民裁判所副長官, インドネシア最高裁判所准長官等)

インドネシア法整備支援第9回本邦研修日程表

月 日	曜日	午前	午後	備考
1 月 14		入国		
1 火 15		9:00 JICAブリーフィング TIC	11:00 ICDオリエンテーション TIC	12:00 【講義】営業秘密の論点解説 赤れんが共用会議室
1 水 16		12:00 【研修員発表】営業秘密訴訟の現状と問題点 赤れんが共用会議室	12:15 所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	【講義】営業秘密の保護と裁判の公開原則 赤れんが共用会議室
1 木 17		【講義】営業秘密の論点解説	赤れんが共用会議室	【研修員発表】司法研修所における知財関連研修の実施状況 赤れんが共用会議室
1 金 18		【訪問】知的財産高等裁判所	12:00	【講義】営業秘密訴訟の審理 知的財産高等裁判所会議室
1 土 19				
1 日 20				
1 月 21		TICからIJCへ移動	11:00 施設利用案内 IJC	【講義】民事判決書の概説 IJC
1 火 22		【講義】特許訴訟の要証事実と判断過程	IJC	【講義】特許訴訟の要証事実と判断過程 IJC
1 水 23		【講義】インドネシアの特許事件判決の考察	IJC	【講義】インドネシアの特許事件判決の考察 IJC
1 木 24		【講義】知的財産権相互の関係	IJC	【講義】知的財産権相互の関係 IJC
1 金 25		10:00 総括質疑・意見交換 IJC	11:30 評価会・修了式 IJC	
1 土 26		出国		

インドネシア法整備支援第9回本邦研修 研修員名簿

1	司法研修所教育研修部長
2	司法研修所教官, 高等裁判所判事
3	司法研修所教官, 高等裁判所判事
4	司法研修所教官, 高等裁判所判事
5	最高裁判所書記官, 高等裁判所判事
6	東カリマンタン高等裁判所判事
7	ジャカルタ高等裁判所判事
8	最高裁判所監視委員会判事
9	中央ジャカルタ地方裁判所判事
10	ラモンガン地方裁判所判事
11	中央ジャカルタ地方裁判所判事
12	スラバヤ地方裁判所副所長
13	ケディリ地方裁判所副所長
14	バリクパパン地方裁判所判事

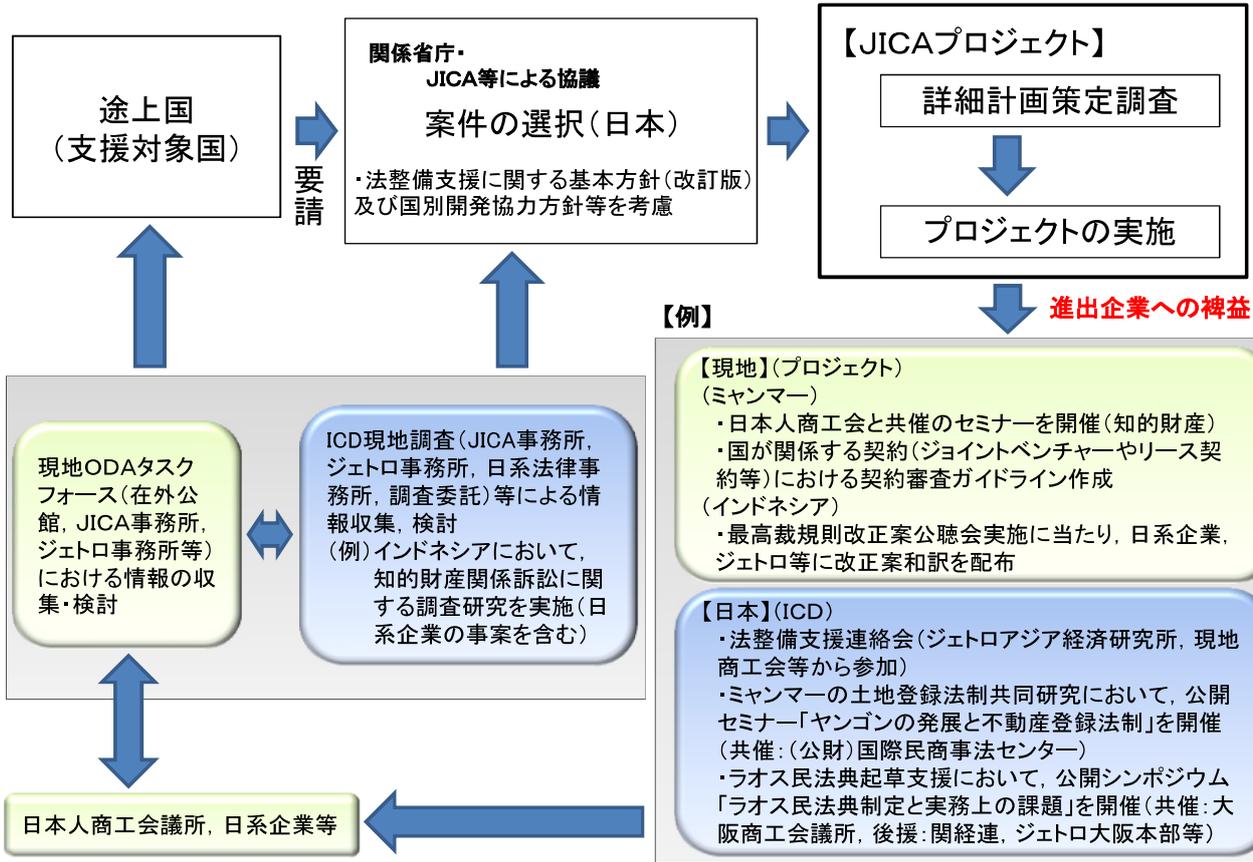
ラオス第3回本邦研修(刑事法)「刑事訴訟法における証拠法研究」日程

月 日	曜日	午前		午後	備考	
5 /	日	19 入国				
5 /	月	9:30 JICAオリエンテーション	11:30 TIC	12:00 ICDオリエンテーション 12:30 TIC	14:00 講義「日本の刑事手続と証拠法理論について」 17:00 TIC	
5 /	火	9:30 講義「ドイツ法における証拠法理論概要－証拠禁止を中心として」	12:30 TIC	14:00 講義「英米法における証拠法理論概要－米国法を中心として」	17:00 TIC	
5 /	水	9:30 意見交換① (証拠法講義振り返り)	12:35 TIC	14:00 講義「模擬取調べから学ぶ日本の取調べ」	17:00 TIC	
5 /	木	9:30 意見交換②	11:35 赤れんが第1教室	13:00 東京地方裁判所訪問(刑事裁判傍聴)	15:50 東京地方裁判所	
5 /	金	9:30 講義「裁判所の観点から見た日本の証拠法について －自白、補強証拠及び違法収集証拠を中心に」	12:30 赤れんが第5教室	12:45 意見交換会 KKR	14:45 意見交換③ 赤れんが第5教室	17:05
5 /	土	25				
5 /	日	26				
5 /	月	9:30 講義「弁護士の立場から見た自白法則及び違法収集証拠排除法則」	12:30 TIC	14:00 意見交換④	17:10 TIC	
5 /	火	9:30 意見交換⑤	12:35 TIC	14:00 意見交換⑥	17:00 TIC	
5 /	水	9:30 講義「日本の警察の鑑識実務について」	11:10 TIC	14:00 科学警察研究所訪問・講義「日本における犯罪者プロファイリング」、「ポリグラフ検査」	17:00 警察庁科学警察研究所	
5 /	木	9:35 意見交換⑦	12:00 TIC	14:00 講義「警察での取調べについて」/取調べ室見学	17:10 埼玉県警察大宮警察署	
5 /	金	9:30 統括質疑応答	12:30 TIC	12:45 JICA講評、評価会、修了式	13:15 TIC	
6 /	土	1 帰国				

ラオス第3回本邦研修(刑事法)「刑事訴訟法における証拠法研究」

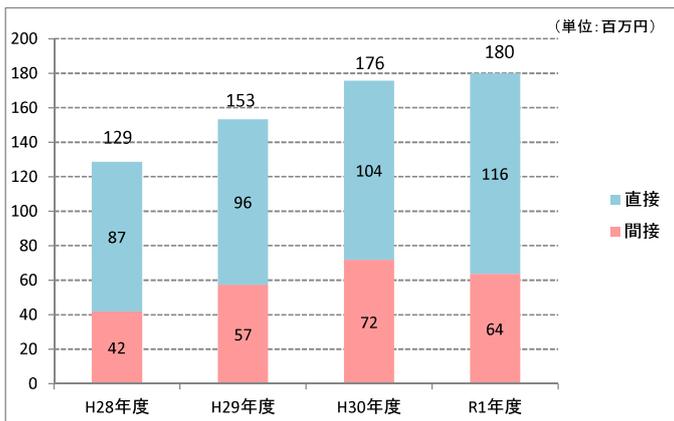
1	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科学科長
2	中部高等人民裁判所副所長
3	司法省国立司法研修所民事学科副学科長
4	治安維持省警察大局経済警察局副局长
5	ラオス弁護士会法システム普及部副部长
6	ラオス弁護士会チャンタプリー郡弁護士
7	最高人民検察院民事監査局商事・少年事件監査部部长
8	治安維持省警察大局薬物防止局副局长
9	最高人民検察院検察官研修所副所長
10	最高人民検察院刑事監査局刑事事件監査部副部长
11	ラオス国立大学法政治学部図書館長
12	治安維持省警察大局法務局副局长
13	治安維持省警察大局犯罪捜査局副局长
14	司法省中部国立司法研修所刑事法学科副学科長
15	最高人民裁判所民事部裁判官
16	最高人民裁判所民事部裁判官補
17	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科テクニカルスタッフ
18	中部高等人民裁判所裁判官補
19	司法省南部国立司法研修所テクニカルスタッフ
20	司法省国立司法研修所テクニカルスタッフ
21	治安維持省警察大局テロ対策局テクニカルスタッフ

投資環境整備の観点からの支援



法制度整備支援事業の予算と事業概要

○法制度整備支援事業にかかる予算の推移



直接事業

支援対象国・地域に対する研修セミナーや招へい等を中心とした法制度整備支援を直接的に実施する事業

- 現地セミナー(旅費、謝金、印刷製本費など)
- 本邦研修(旅費、謝金、印刷製本費など)
- 研究会・協議会(旅費、通訳・会議出席謝金、テープ起こし委託など)
- 共同研究・現地調査(旅費、調査・翻訳謝金、現地コーディネーターなど)

間接事業

法制度整備支援事業を効果的・効率的に推進する上で必要となる関係諸国の法制度等に関する基礎調査・研究等を中核とした基盤整備に必要な事業

- 基礎調査研究(旅費、通訳・会議出席謝金、印刷製本費など)
- 国際協力人材育成(旅費、講師・通訳・会議出席謝金など)
- ドナー間・官民連携強化(法制度整備支援連絡会経費など)

○国別事業予算(直接事業)

国・地域名	H28	H29	H30	R1	予算内訳(平成30年度)		主な実施事業(平成30年度)	
					諸謝金	旅費	研修・調査	その他
インドネシア	19	21	24	21	7	諸謝金7, 旅費8, 招へい旅費3, 庁費5, 招へい滞在費1	本邦研修, 現地調査, 現地セミナー	
ミャンマー	14	15	14	12	2	諸謝金2, 旅費5, 招へい旅費2, 庁費4, 招へい滞在費1	共同研究, 本邦研修, 現地セミナー, 現地調査	
ラオス	4	6	9	7	1	諸謝金1, 旅費5, 庁費3	本邦研修, 現地調査, 現地セミナー	
ベトナム	8	10	14	13	3	諸謝金3, 旅費5, 招へい旅費1, 庁費4, 招へい滞在費1	共同研究, 本邦研修, 現地調査, 現地セミナー	
カンボジア	4	6	8	6	1	諸謝金1, 旅費4, 庁費3	本邦研修, 現地調査, 現地セミナー	
ASEAN諸国・地域	2	1	0	0	0			
東ティモール・ネパール	21	21	19	24	5	諸謝金5, 旅費3, 招へい旅費7, 庁費2, 招へい滞在費2	共同研究, 現地セミナー, 現地調査	
バングラデシュ	15	16	16	20	3	諸謝金3, 旅費3, 招へい旅費4, 庁費3, 招へい滞在費1	本邦研修, 現地調査, 現地セミナー	
モンゴル	0	0	0	7	0	H31新規		
ウズベキスタン	0	0	0	6	0	H31新規		
合計	87	96	104	116	-			

〔課題1〕成果目標の適正な設定・具体的な評価方法の策定

事業目的に即した客観的評価が可能となるよう成果目標を見直し

改善内容

- ・国際研修に参加した研修員の満足度に関するアンケート項目を追加するとともに、成果目標を最も高い評価をした回答の割合(目標90%)に設定(従来は、5段階中上位2ランクを集計)
- ・法令等の起草・改正、執務参考資料等の作成に関与した件数・割合をモニタリングして着実に実施していることを確認(成果目標に追加)

最近の支援成果の例

- ・各国のニーズに応じて、法令の起草・改正、制度の整備・運用、人材育成等について、「テラーメイド」の支援を実施



〔ラオス民法典起草支援〕
2012年から起草支援を行った民法典が、2018年12月に国会で承認



〔ミャンマー法・司法制度整備支援〕
2016年からセミナーや研修を実施してきた調停制度が、2019年3月にパイロットコートで導入

活動を行う中での人材育成等多様な成果

その他

- ・現地で実施されるJICAプロジェクトのJoint Coordination Committee(ハイレベルによる合同調整会議)等)に出席し、活動の進捗状況等を把握
- ・JICAプロジェクトにおけるプロジェクトデザインマトリックス(PDM)による目標・指標の設定

〔課題2〕組織体制を明確にして効果的に進める



大臣官房国際課(2018年4月設置)

・国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整等

法務総合研究所



国際協力部

・外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力(本邦研修、長期専門家の派遣、アドバイザーグループによる助言、現地セミナー等)

JICA

ODA実施

外務省

法制度整備支援に関する戦略協議の場(2018年6月設置)

- ・参加機関: 法務省(大臣官房国際課, 法務総合研究所), 外務省, JICA
- ・協議内容: 法制度整備支援活動の全体像の共有と戦略的実施, 法制度整備支援への十分な人的・物的リソースの確保, 新規案件形成に向けた連携強化等
- ・開催状況: 2018年6月22日(第1回会合), 同年12月21日(第2回会合) ※第3回会合は本年6月25日開催予定

法務総合研究所における取組

- ・法整備支援連絡会(年1回)を実施するほか、日常的にJICAと連携を取り、法制度整備支援の現状や課題の情報共有、今後の方向性についての協議等を行っている

平成31年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省31－(22)）

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-14-(2)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判・犯罪者処遇等の実務運用の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られ、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。 ・そのため、刑事司法分野については、犯罪予防、捜査・公判、犯罪者の処遇等を効果的に実施するための法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*3} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*4} ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*5} Ⅱ－（1）－イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○インフラシステム輸出戦略（平成30年6月7日改訂）^{*6} 第2章－3－（1）－① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ○知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）^{*7} 3－（2）「知的財産推進計画2017」からの継続項目 ○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）^{*8} 第2－Ⅱ－[3]－（3）ii－① インフラシステム輸出の拡大 革新的事業活動に関する実行計画Ⅱ－[3]－2「日本企業の国際展開支援」 ○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）^{*9} 第2章－5－（3）－② 海外展開の促進 第2章－7－（4）－① 治安・司法 ○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）^{*10}

	II-B4 法律及び司法協力
政策評価実施 予定時期	平成32年8月

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			31年度
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	—	—	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値などを分析し、目標達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加等を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要であるとともに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化し、これらのネットワークを活用して深い見識と知見を有する著名な海外専門家を研修の講師として招へいすることも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況（実績）

30年度
—

参考指標	年度ごとの実績値				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国際研修の実施件数（回）	6	10	11	11	集計中
国際研修への参加人数（人）	149	193	218	205	集計中
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙1のとおり				
国際会議へ参加回数（回）	9	16	23	26	集計中
国際会議への参加人数（人）	16	27	34	45	集計中

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
------	----	-------------

		基準年度	31年度				
2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	—	—	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。</p> <p>そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
30年度							
—							
参考指標		年度ごとの実績値					
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
国際研修の実施件数（回）		9	11	16	14	集計中	
国際研修への参加人数（人）		122	162	237	204	集計中	
国際研修参加者の研修に対する満足度		別紙2のとおり					
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		11	13	16	26	集計中	
法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		28	22	31	46	集計中	
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	22	22	35	21	集計中	
	派遣件数（回）	21	23	33	22	集計中	
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	28	30	41	28	集計中	
	派遣人数（人）	27	31	39	29	集計中	

国際専門家会議の開催回数（回）	1	1	1	1	集計中
国際専門家会議への参加人数（人）	174	176	164	159	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進（昭和36年度）	97百万円 (85百万円)	105百万円 (99百万円)	126百万円	133 百万円	1
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
<p>国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進（平成7年度）	129百万円 (119百万円)	153百万円 (127百万円)	176百万円	180 百万円	2
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
<p>・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。</p> <p>・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。</p>				—	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			31年度
	28年度	29年度	30年度	当初予算額
	226百万円 (205百万円)	258百万円 (226百万円)	302百万円	313 百万円

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*5 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*6 「インフラシステム輸出戦略（平成30年6月7日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として「法制度整備（中略）等幅広い分野を含む各種の制度構築・人材育成といったソフトインフラの海外展開に関する取り組みを一層充実させる」とされている。

*7 「知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*8 「未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）」

「海外の成長市場の取り込み」の中で、インフラシステム輸出の拡大のための取組として、途上国につき「相手国の法制度・投資環境整備（中略）に努める。」とされている。

さらに、革新的事業活動に関する実行計画において、地域別戦略として「中国、ASEAN諸国における法制度整備支援の実施」をするとされている。

*9 「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」

海外展開を促進する取組の一つとして、「海外展開先における法制度整備支援・現地人材の育成支援などを実施する。」とされている。

「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、（中略）司法分野における国内外の取組「司法外交」を（中略）総合的・戦略的に推進する。」とされている。

*10 「日・メコン協力のための新東京戦略2018（平成30年10月9日採択）」

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備等に取り組むことが確認されている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研修参加人数		193	218	205	集計中
質問	回答区分※3	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	71.0%(137人)	74.8%(163人)	73.7% (151人)	集計中
	役立った。	26.4%(51人)	24.8%(54人)	26.3% (54人)	集計中
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.5%(1人)	0% (0人)	集計中
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	無回答※3	2.6%(5人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1	非常に有益であった。	71.5%(123人)	72.6%(143人)	70.4% (131人)	集計中
	有益であった。	26.2%(45人)	23.9%(47人)	26.3% (49人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	2.5%(5人)	3.2% (6人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	1.0%(2人)	0.5% (1人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	無回答※3	1.7%(3人)	0%(0人)	0.5% (1人)	集計中
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2	非常に役立った。	67.4%(122人)	75.4%(153人)	70.3% (130人)	集計中
	役立った。	29.3%(53人)	24.1%(49人)	27.6% (51人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0.5%(1人)	1.6% (3人)	集計中
	役立たなかった。	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5% (1人)	集計中
	全く役立たなかった。	0.6%(1人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	無回答※3	1.1%(2人)	0%(0人)	0.5% (1人)	集計中
アジア研修教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	72.0%(139人)	74.8%(163人)	78.5% (161人)	集計中
	有益であった。	24.9%(48人)	23.9%(52人)	21.5% (44人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.5%(1人)	0.9%(2人)	0% (0人)	集計中
	有益ではなかった。	0%(0人)	0.5%(1人)	0% (0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	無回答※3	2.6%(5人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	75.1%(145人)	75.7%(165人)	79.5% (163人)	集計中
	有益であった。	19.2%(37人)	22.9%(50人)	19.0% (39人)	集計中
	どちらとも言えない。	0.5%(1人)	1.4%(3人)	1.5% (3人)	集計中
	有益ではなかった。	2.6%(5人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中
	無回答※3	2.6%(5人)	0%(0人)	0% (0人)	集計中

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研修参加人数		162	237	206	集計中
アンケート回収数		162	237	204	集計中
アンケート回収率		100.0%	100.0%	99.0%	集計中
質問	回答区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
研修内容を理解できたか	十分理解できた。	-	-	-	集計中
	概ね理解できた。	-	-	-	集計中
	どちらとも言えない。	-	-	-	集計中
	あまり理解できなかった。	-	-	-	集計中
	ほとんど理解できなかった。	-	-	-	集計中
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	69.1% (112人)	74.7% (177人)	71.1% (145人)	集計中
	いくつか習得できた。	30.9% (50人)	25.3% (60人)	28.9% (59人)	集計中
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	新しい内容はあまりなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	新しい内容は全くなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
自身又は所属組織の業務に役立つものだったか	すぐに役立つものであった。	-	-	-	集計中
	応用すれば役立つものであった。	-	-	-	集計中
	将来的には役立つものであった。	-	-	-	集計中
	どちらとも言えない。	-	-	-	集計中
	将来的にも役立つものではなかった。	-	-	-	集計中
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	81.5% (132人)	77.6% (184人)	76.5% (156人)	集計中
	有意義であった。	18.5% (30人)	21.9% (52人)	23.5% (48人)	集計中
	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	集計中
	(無回答)	0% (0人)	0.5% (1人)	0% (0人)	集計中

論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0065

部 局 名	法務省法務総合研究所		
政 策 ・ 施 策 名	法務行政における国際化対応・国際協力		
事 業 名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進		
予 算 額	平成27年度	平成28年度	
	123 百万円	129 百万円	
【選定の視点, 理由等】			
<p>当事業は、ASEAN諸国等の開発途上国の要請に応じて、民法等の基本法令の起草支援、法制度の運用支援及び法曹実務家等の人材育成支援などを行うものであるが、事業の手法は、支援対象国のニーズを把握し、現地での法令の整備状況や運用状況等を調査した上で、支援対象国の自主性を尊重しつつ、現地への専門家派遣、日本国内での各種研修や現地セミナーの実施等を中心に行っている。我が国企業の現地での安定した経済活動の基盤となる事業であり、今後も、このような手法により、戦略的に事業の拡大を図っていくことから、より効率的かつ効果的な活用の方策について改めて検討が必要。</p>			
【論点等】			
<p>○戦略的・効果的支援を行うに当たって、現在又は将来の支援対象国のニーズや実情を十分に把握ができているか。</p> <p>○オールジャパンによる支援体制の強化のため、関係省庁・関係団体との協力や官民連携等を深化させることにより、効果的かつ効率的に法制度整備支援が実施されているか。</p> <p>○相手国がある事業において、成果目標の策定をいかに適切に行うか。</p>			

平成28年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進			担当部局	法務総合研究所			作成責任者	
事業開始年度	平成7年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課			総務企画部副部長 茂木 善樹	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	法務省設置法第4条第36号 法務省組織令第62条, 第63条第1項第4号			関係する計画、通知等	法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂) 開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)				
主要政策・施策	知的財産、ODA			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備に対する支援を推進すること、法制度の整備・運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国による法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、更には国際社会の平和と安全に貢献することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	相手国の要請やその実情に応じて、民商事分野の基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
	予算の状況	当初予算	89	121	123	129			
		補正予算	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	-	-				
	計		89	121	123	129	0		
	執行額		81	112	112				
執行率(%)		91%	93%	91%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度を99.5%以上にする(99.5%は平成20年度の実績値である。)	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度	成果実績	%	100	100	100	-	-
			目標値	%	99.5	99.5	99.5	99.5	-
			達成度	%	100.5	100.5	100.5	-	-
法制度整備支援を行うための専門家派遣要請に対する派遣実施の割合を95%以上にする。(95%は平成25年度の実績値である。)	起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合	成果実績	%	95	97	100	-		
		目標値	%	95	95	95	95		
		達成度	%	100	102	105	-		
		中間目標	30年度						

成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載

チェック

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	活動実績	当初見込み					
法制度整備支援活動の一環として行う国際研修に参加した研修員の延人日	活動実績	延人日		1,713	1,972	2,417	
	当初見込み	延人日		1,195	2,478	2,616	3,542
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
国際専門家会議の開催件数	活動実績	当初見込み					
	活動実績	回		1	1	1	
当初見込み	回		1	1	1	1	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
国際専門家会議への参加人数	活動実績	当初見込み					
	活動実績	人		155	174	176	
当初見込み	人		150	150	160	170	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	実質的な研修経費/延人日						
単位当たりコスト			円	5,047	5,794	4,783	4,834
計算式			円/延人日	8,645,725/1,713	11,426,184/1,972	11,561,443/2,417	17,125,000/3,542
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由			
	政府開発援助諸謝金	40					
	政府開発援助職員旅費	31					
	政府開発援助外国人招へい旅費	21					
	政府開発援助助弁費	31					
	政府開発援助情報処理業務弁費	0					
	政府開発援助招へい外国人滞在費	6					
計	129	0					

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策		法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-13)						
	施策		法務行政における国際協力の推進 (VI-13-(2))						
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	28年度	法制度整備に関する国際研修, 諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて, 支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
				施策の進捗状況(実績)					
				-					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
支援対象国からの要請やその実情, ニーズに応じて, 本邦での各種研修の実施, 相手国での現地セミナーの実施, 専門家を派遣するなどして, 民商事法分野の基本法令等の起草支援, 法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援, 法曹実務家等の人材育成支援等の支援活動を行う。また, 相手国との間の共同調査研究活動として, 我が国・相手国での研究会等の開催, 専門家の派遣・招へいなどを行うことや法制度の整備, 運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより, アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに, 我が国を含むアジア地域の持続的発展, さらには国際社会の平和と安全に貢献する。									
アクション・経済・財政再生プログラム	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な事業であり、国家の海外展開戦略にも資する有効なツールである。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	世界における日本のプレゼンスの強化にもつながる施策として、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	法制度整備支援は、関係閣僚会議である経協インフラ会議によって確認された「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」や「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」に基づいて実施され、「日・メコン協力のための新東京戦略2015(平成27年7月4日第7回日本・メコン地域諸国首脳会議採択)」、「インフラシステム輸出戦略(平成27年度改訂版)」(平成27年6月2日経協インフラ戦略会議(閣僚級会議)決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)」等でも推進するものとされており、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	<p>予算の執行に当たっては、支出の妥当性、相当性、競争性を確保するとともに、コスト削減に努め、事業目的に必要なものに限定している。</p> <p>なお、支出先の選定においては、競争性確保のため、積極的に入札を実施しているところ、一部の執行において結果的に一者応札となったが、公告期間の延長など一者応札解消に向けた取組を随時行うことにより競争性の確保に努めている。</p>			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコスト欄記載のとおり、適切な水準を維持している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	必要性を十分に検討し事業目的達成に必要なものに限定している。			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	予算執行に当たり、支出の妥当性、相当性を十分に検討しコスト削減等を図っている。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は成果目標に十分見合ったものとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	昨年度実績を大きく上回っているほか、当初見込みとほぼ同程度の実績となっており、見込みに見合ったものであると認められる。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	研修教材等の成果物について、継続的に活用されている。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	外務省所管に係る独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力に対し、専門家推薦、研修の企画・立案等において協力している。			
	<table border="1"> <tr> <th>所管府省・部局名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> <tr> <td>外務省・国際協力局</td> <td></td> <td>(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)</td> </tr> </table>	所管府省・部局名		事業番号	事業名	外務省・国際協力局
所管府省・部局名	事業番号	事業名				
外務省・国際協力局		(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)				
点検・改善結果	点検結果	平成27年度は国際研修の活動実績が前年度を大きく上回っており、単位当たりコストを削減することができた。また、研修員の満足度も極めて高い数字を維持しており、事業は有効に実施されているものと認められる。なお、国際研修においては、研修の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者を選定して実施しており、かつ現地関係機関等からも情報収集に努めて個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、支援の効果が最大限となるよう留意して効率的な支援活動を行った。				
	改善の方向性	本事業は、アジア諸国の市場経済化を進め、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であり、近時では、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要な要素として議論されていることから、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする一方、支援の効果が最大となるよう、更に各国の実情及び個々のニーズ等を的確に把握し、より効果的・効率的な支援活動を行うよう手法・範囲を精査することとしたい。				

外部有識者の所見

--	--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

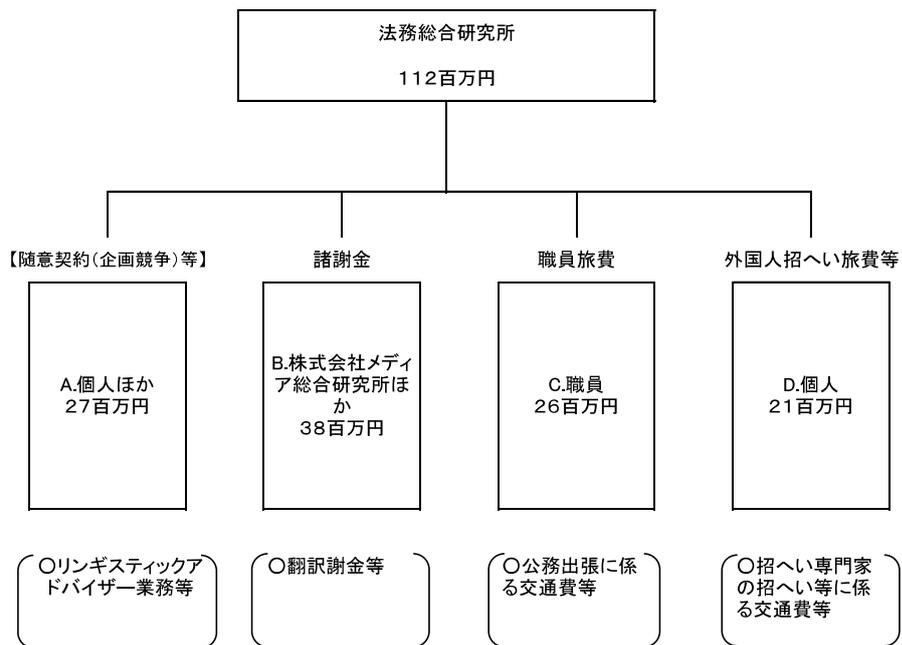
備考

--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0069	平成23年度	0065	平成24年度	0072	/
平成25年度	0083	平成26年度	0069	平成27年度	0066	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社メディア総合研究所	4011001041557	翻訳	8	-	-	-	
2	株式会社サン・フレア	7011101024574	翻訳	5	-	-	-	
3	株式会社テクボウ	3150001001434	翻訳	3	-	-	-	
4	個人B	-	調査委託等	3	-	-	-	
5	個人C	-	調査委託	2	-	-	-	
6	個人D	-	調査委託	2	-	-	-	
7	渥美坂井法律事務所	4010005021094	調査委託	2	-	-	-	
8	個人E	-	通訳・翻訳	2	-	-	-	
9	麴町税務署	-	諸謝金に対する源泉徴収	1	-	-	-	
10	有限会社エス・エル・コーポレーション	2021002018349	翻訳	1	-	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
2	職員B	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
3	職員C	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
4	職員D	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
5	職員E	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
6	職員F	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
7	職員G	-	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-	-	
8	職員H	-	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-	-	
9	職員I	-	公務出張に係る交通費等	0.8	-	-	-	
10	職員J	-	公務出張に係る交通費等	0.7	-	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人F	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.8	-	-	-	
2	個人G	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.8	-	-	-	
3	個人H	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
4	個人I	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
5	個人J	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
6	個人K	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
7	個人L	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
8	個人M	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
9	個人N	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
10	個人O	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	

法務省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめ結果

事業名	評価結果	取りまとめコメント
被収容者生活関連業務の維持	事業内容の一部改善	<p>・矯正医療の現状の問題点の分析を的確に行った上で、その内容に応じ、次のような具体的な施策の実施又は検討を行う必要がある。</p> <p>①医療費の削減のために必要があれば矯正医官の増員 ②被収容者による医療費の自己負担 ③法令に根拠付けるなどして、外部医療の診療報酬を1点10円とすること</p> <p>・公開プロセスの結果を踏まえた今後の取組内容について、国民に分かるような広報の仕組みを検討する必要がある。</p>
開発途上国に対する法制度整備支援の推進	事業内容の一部改善	<p>・成果目標の適正な設定をした上で、具体的な評価方法を策定する必要がある。</p> <p>・オールジャパン体制にも関わらず、組織の中核機能が不明確なので、組織体制を明確にして効果的に進めていく必要がある。</p>

事業番号	0065	事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進
------	------	-----	---------------------

外部有識者の評価結果

1 廃止	0
2 事業全体の抜本的な改善	0
3 事業内容の一部改善	4
4 現状どおり	2

【事業内容の一部改善】

- 成果目標として、「相手国の評価」を設定し、アンケート等で評価する必要がある。
- 成果目標値は、国際研修に参加した研修員の満足度、専門家派遣要請に対する派遣実施の割合ともに目標値を100%にする必要がある。
- 事業の成果について、起草又は成立した法律の数、人材育成の数等、具体的な数値目標を取り入れる。
- レビューシートにおける成果目標を改善するには、この事業における各プロジェクトの終了時評価で定量的な評価指標を立てることが必要であり、これを積み上げる形で事業全体の定量的な成果目標を立てることができる。
- オールジャパン体制にも関わらず、中枢機能が不明確なため、法務省として働きかけが必要である。
- JICA、他省庁との関係が今ひとつクリアに思えず、連携の様子が分からない。特に、JICAプロジェクトについては、JICAに予算を統一して実施し、評価される必要があると考える。
- JICAプロジェクトにおける法務省経費とJICA経費の切り分けについて、より明確な定義・基準を示して国民に説明できるようにする必要がある。
- 支援対象国のニーズの把握について、重点のつけ方をより明確にする。

【現状どおり】

- 成果目標の設定と具体的な評価方法を策定する必要がある。
- 調査結果をいかに適切に活用して効果的な支援が行われているかについて、定性的でもよいので簡潔な資料が必要と考える。
- 対象国の人材を育成することによりコア・グループを作り、日本との関係強化をより重点的に実施する必要があると考える。
- 関係省庁との連携について、法務省がJICAより適切であるか、より強力な議論が必要である。

平成28年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進			担当部局	法務総合研究所			作成責任者	
事業開始年度	平成7年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課			総務企画部副部長 茂木 善樹	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	法務省設置法第4条第36号 法務省組織令第62条、第63条第1項第4号			関係する計画、通知等	法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂) 開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)				
主要政策・施策	知的財産、ODA			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備に対する支援を推進すること、法制度の整備・運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国による法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、更には国際社会の平和と安全に貢献することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	相手国の要請やその実情に応じて、民商事分野の基本法令等の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	89	121	123	129	153		
	執行額	81	112	112					
	執行率(%)	91%	93%	91%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員に対する満足度調査のうち最高位評価を90%にする。	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度	成果実績	%	93.4	82	81.5	-	-
			目標値	%	90	90	90	90	-
			達成度	%	103.8	91.1	90.6	-	-
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	法制度整備支援を行うための専門家派遣要請に対する派遣実施の割合を100%にする。	起草支援・運用支援のための専門家派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合	成果実績	%	95	97	100	-	-
			目標値	%	100	100	100	100	-
			達成度	%	95	97	100	-	-
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	法令等の起草・改正に関与した件数の割合を100%にする。	支援対象国に対する起草・改正支援の目標法令数に対して支援を行った割合	成果実績	件	-	21	24	-	-
			目標値	%	-	100	100	100	-
			達成度	%	-	100	100	-	-
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	法制度の運用を適正に行うための執務参考資料等の作成件数の割合を100%にする。	支援対象国に対する執務参考資料等の作成支援目標数に対して支援を行った割合	成果実績	件	-	15	14	-	-
			目標値	%	-	100	100	100	-
			達成度	%	-	93.8	100	-	-

成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載

チェック

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	法制度整備支援活動の一環として行う国際研修に参加した研修員の延人日	活動実績	延人日		1,713	1,972	2,417	-
当初見込み		延人日		1,195	2,478	2,616	3,542	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	国際専門家会議の開催件数	活動実績	回		1	1	1	-
当初見込み		回		1	1	1	1	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	国際専門家会議への参加人数	活動実績	人		155	174	176	-
当初見込み		人		150	150	160	170	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	実質的な研修経費/延人日	単位当たりコスト	円		5,047	5,794	4,783	4,834
		計算式	円/延人日		8,645,725/1,713	11,426,184/1,972	11,561,443/2,417	17,125,000/3,542

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	政府開発援助諸謝金	40	40	新規出張に伴う増 新規招へいに伴う増、招へい人数・回数の増加に伴う増 現地通訳委託の増、業務委託経費の増 「新しい日本のための優先課題推進枠」76
	政府開発援助職員旅費	31	41	
	政府開発援助外国人招へい旅費	21	28	
	政府開発援助庁費	31	38	
	政府開発援助情報処理業務庁費	0	0	
	政府開発援助招へい外国人滞在費	6	6	
	計	129	153	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策		法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-13)						
	施策		法務行政における国際協力の推進 (VI-13-(2))						
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	28年度	法制度整備に関する国際研修, 諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて, 支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。				
				施策の進捗状況(実績)					
				-					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
支援対象国からの要請やその実情, ニーズに応じて, 本邦での各種研修の実施, 相手国での現地セミナーの実施, 専門家を派遣するなどして, 民商事法分野の基本法令等の起草支援, 法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援, 法曹実務家等の人材育成支援等の支援活動を行う。また, 相手国との間の共同調査研究活動として, 我が国・相手国での研究会等の開催, 専門家の派遣・招へいなどを行うことや法制度の整備, 運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより, アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに, 我が国を含むアジア地域の持続的発展, さらには国際社会の平和と安全に貢献する。									
アクション・プログラム	改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善							
	項目	評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な事業であり、国家の海外展開戦略にも資する有効なツールである。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	世界における日本のプレゼンスの強化にもつながる施策として、国が実施すべき事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	法制度整備支援は、関係閣僚会議である経協インフラ会議によって確認された「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」や「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)に基づいて実施され、「日・メコン協力のための新東京戦略2015」(平成27年7月4日第7回日本・メコン地域諸国首脳会議採択)、「インフラシステム輸出戦略(平成27年度改訂版)」(平成27年6月2日経協インフラ戦略会議(閣僚級会議)決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)等でも推進するものとされており、優先度の高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	<p>予算の執行に当たっては、支出の妥当性、相当性、競争性を確保するとともに、コスト削減に努め、事業目的に必要なものに限定している。</p> <p>なお、支出先の選定においては、競争性確保のため、積極的に入札を実施しているところ、一部の執行において結果的に一者応札となったが、公告期間の延長など一者応札解消に向けた取組を随時行うことにより競争性の確保に努めている。</p>				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコスト欄記載のとおり、適切な水準を維持している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	必要性を十分に検討し事業目的達成に必要なものに限定している。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	予算執行に当たり、支出の妥当性、相当性を十分に検討しコスト削減等を図っている。					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は成果目標に十分見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	昨年度実績を大きく上回っているほか、当初見込みとほぼ同程度の実績となっており、見込みに見合ったものであると認められる。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	研修教材等の成果物について、継続的に活用されている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	外務省所管に係る独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力に対し、専門家推薦、研修の企画・立案等において協力している。				
	<table border="1"> <tr> <td>所管府省・部局名</td> <td>事業番号</td> <td>事業名</td> </tr> <tr> <td>外務省・国際協力局</td> <td>0127</td> <td>(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)</td> </tr> </table>	所管府省・部局名		事業番号	事業名	外務省・国際協力局	0127
所管府省・部局名	事業番号	事業名					
外務省・国際協力局	0127	(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)					
点検・改善結果	点検結果	平成27年度は国際研修の活動実績が前年度を大きく上回っており、単位当たりコストを削減することができた。また、研修員の満足度も極めて高い数字を維持しており、事業は有効に実施されているものと認められる。なお、国際研修においては、研修の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者を選定して実施しており、かつ現地関係機関等からも情報収集に努めて個々のニーズに応じたテーマを選定するなど、支援の効果が最大限となるよう留意して効率的な支援活動を行った。					
	改善の方向性	本事業は、アジア諸国の市場経済化を進め、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であり、近時では、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要な要素として議論されていることから、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする一方、支援の効果が最大となるよう、更に各国の実情及び個々のニーズ等を的確に把握し、より効果的・効率的な支援活動を行うよう手法・範囲を精査することとしたい。					

外部有識者の所見

【公開プロセス実施】

○評価結果

事業内容の一部改善

○取りまとめコメント

成果目標の適正な設定をした上で、具体的な評価方法を策定する必要がある。
 オールジャパン体制にも関わらず、組織の中核機能が不明確なので、組織体制を明確にして効果的に進めていく必要がある。
 (井上東委員, 瀬戸洋一委員, 中村美華委員, 上山直樹委員, 茶野順子委員, 土居丈朗委員)

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の一部改善

協議会出席旅費等について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

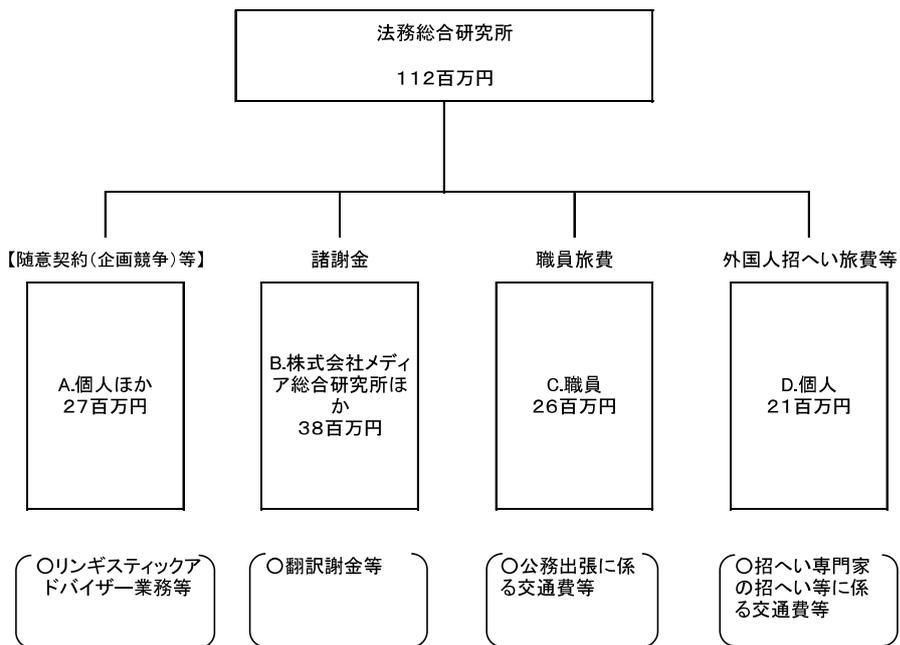
成果目標の見直しを行うとともに、国際協力に関わる関係機関との組織的・継続的で分野横断的な連携の強化を図るため、平成29年度から新たに法整備支援ネットワーク会合を実施することとした。
 官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより、協議会出席旅費等を縮減した(▲2百万円)。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0069	平成23年度	0065	平成24年度	0072	/
平成25年度	0083	平成26年度	0069	平成27年度	0066	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社メディア総合研究所	4011001041557	翻訳	8	-	-	-	
2	株式会社サン・フレア	7011101024574	翻訳	5	-	-	-	
3	株式会社テクボウ	3150001001434	翻訳	3	-	-	-	
4	個人B	-	調査委託等	3	-	-	-	
5	個人C	-	調査委託	2	-	-	-	
6	個人D	-	調査委託	2	-	-	-	
7	渥美坂井法律事務所	4010005021094	調査委託	2	-	-	-	
8	個人E	-	通訳・翻訳	2	-	-	-	
9	麴町税務署	-	諸謝金に対する源泉徴収	1	-	-	-	
10	有限会社エス・エル・コーポレーション	2021002018349	翻訳	1	-	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	職員A	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
2	職員B	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
3	職員C	-	公務出張に係る交通費等	2	-	-	-	
4	職員D	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
5	職員E	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
6	職員F	-	公務出張に係る交通費等	1	-	-	-	
7	職員G	-	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-	-	
8	職員H	-	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-	-	
9	職員I	-	公務出張に係る交通費等	0.8	-	-	-	
10	職員J	-	公務出張に係る交通費等	0.7	-	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人F	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.8	-	-	-	
2	個人G	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.8	-	-	-	
3	個人H	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
4	個人I	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
5	個人J	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
6	個人K	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
7	個人L	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
8	個人M	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
9	個人N	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
10	個人O	-	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							<input type="checkbox"/>	チェック